

萩田床山いこいの広場 指定管理者募集要項

令和 7 年 1 0 月

萩市林政課

【目 次】

- 1 公募の概要
 - (1) 公募の趣旨・目的
 - (2) 施設の概要
- 2 指定管理者が行う業務の内容と範囲
 - (1) 管理運営方針
 - (2) 指定管理者が行う業務
 - (3) 指定管理者と市の責任分担
- 3 指定期間
- 4 管理の基準等
 - (1) 休所日
 - (2) 開所時間等
 - (3) 再委託の禁止
 - (4) 関係法令等の遵守
 - (5) 個人情報の保護
 - (6) 文書等の管理・保存
 - (7) 秘密を守る義務
 - (8) 事業計画書の提出
 - (9) 事業実績報告書の提出
 - (10) 指定管理者の明示
- 5 指定管理者の収入等
- 6 応募資格
- 7 応募方法・提出書類等
 - (1) 応募書類

(2) 申込書等の配布

(3) 応募書類の提出

(4) 応募に関する質問

8 選定の進め方

9 その他の留意事項

萩田床山いこいの広場の指定管理者募集要項

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨・目的

萩市は、萩田床山いこいの広場の設置及び管理に関する条例（平成17年萩市条例第196号。以下「施設条例」という。）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

なお、指定管理者の指定については、「萩田床山いこいの広場」管理委託料の予算に関する議決が前提条件となります。

これらが議決されないときは、本募集により指定管理者候補となった場合であっても、管理者として指定することはできませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 施設の概要

名称・位置

名	称	萩田床山いこいの広場
位	置	萩市大字椿東10131番地5
竣	工	昭和58年

2 指定管理者が行う業務の内容と範囲

(1) 管理運営方針

①公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うとともに施設を適正に管理すること。

②地方自治法（昭和22年法律第67号）、施設条例、萩市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年萩市条例第26号）等関係法令等を遵守すること。

(2) 指定管理者が行う業務

①萩田床山いこいの広場（以下「施設」という。）の利用の許可等に関する業務

②施設及び設備の維持管理に関する業務

③その他管理に必要な業務

④上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 指定管理者と市の責任分担

種 類	内 容	リスク負担	
		市	指 定 管 理 者
物価	物価変動による人件費、物品等経費の増額		○
金利	金利の変動による経費の増額		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況が発生した場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者の要因により運営費が増大した場合		○
	萩市の要因により運営費が増大した場合	○	
施設、設備、物品等の損傷	軽微なもの（1件20万円以下）		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、備品等を損傷した場合		○
	上記以外の場合	○	
協定の不履行	萩市による協定内容の不履行による損害	○	
	指定管理者による協定内容の不履行による損害		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からの反対、訴訟、要望への対応	両者の協議による	
	上記以外	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○
	施設設置の瑕疵による事故により利用者に損害を与えた場合	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又は臨時休業の場合	両者の協議による	
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、これに伴い被害が発生した場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間途中における業務の終了に伴う徴収費用		○

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの 3年間

4 管理の基準等

(1) 休所日

休所日は、水曜日及び木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する祝日が水曜日及び木曜日の時はその前後の平日とする）及び12月29日から翌年の1月3日までの日までとします。ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができます。

(2) 開所時間等

午前9時から午後5時まで。ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所時間を変更することができます。

(3) 再委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法、労働関係法令、施設条例その他関係法令等を遵守することとします。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとします。

(6) 文書等の管理・保存

①指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保管することとします。また、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととします。

②出納関連の事務について監査を行うために必要がある場合には、市は指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(7) 秘密を守る義務

指定管理者は、業務の執行に当たっては、その職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。指定期間終了後も、また、同様とします。

(8) 事業計画書の提出

指定管理者は、指定期間開始に先立ち、当該年度の業務の事業計画書を市に提出するものとします。また、事業計画を変更する場合においても同様とします。

(9) 事業実績報告書の提出

指定管理者は、決算報告を当該年度終了後に、速やかに市に報告するものとします。

(10) 指定管理者の明示

指定管理者が管理する市の施設については、これを利用者に明示するため、当該施設内等に指定管理者の名称及び連絡先を表示することとします。

5 指定管理者の収入等

(1) 利用料金

利用料金は施設条例の第10条の規定のとおりとします。ただし、利用料金の減免申請などがあつた場合には、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免し、または免除することができます。

・参考

令和6年度の状況

【施設名等】	【利用料金収入】	【利用者数】
スーパースライダー	88,100円	1,214人
ローラースケート場	27,580円	223人
ローラースケート用具	10,800円	216人
研修室・多目的ホール	12,240円	116人

(2) 指定管理料

指定管理者には、管理経費を委託料として支払います。委託料の額は協定書で定め、年2回に分割して支払います。

・参考

過去3年の委託料の額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度	5, 6 6 4, 0 0 0円
令和6年度	5, 6 6 4, 0 0 0円
令和7年度	5, 6 6 4, 0 0 0円

6 応募資格

次の（１）から（３）までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は共同体（法人その他の団体で構成するもの）での応募とし、個人での応募は受け付けません。

なお、単独で応募する団体は他の共同体の構成員となることはできません。また、複数の共同体の構成員となることもできません。

（１）施設の管理・運営の能力を有していること。

（２）萩市内に事業所、営業所を有しているか、又は、申請時まで設置していること。

（３）次に該当する団体は、応募者になることはできません。

①本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者

③過去5年以内に地方自治法第244条の2第11項の規定により、自らの責めに帰すべき事由によって、指定の取り消しを受けたことのある者

④申請の時点で萩市から指名停止を受けている者

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる活動を行う者

⑥会社更生法及び民事再生法に基づき更正又は再生手続をしている者

⑦萩市の市税を滞納している者

※ 共同体にあっては、主体企業が上記（１）（２）の要件を、全ての構成員が上記（３）の要件を満たしていることとし、申込み手続を行うこととします。

7 応募方法・提出書類等

（１）応募書類

① 申込書（萩市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に定める指定申請書 別記様式）

② 事業計画書

③ 共同体結成届出書（共同体を結成する場合のみ）

④ 申請資格を証する書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）

・定款、寄附行為、団体規則その他これらに類する書類

・役員名簿、登記事項証明書

・団体の納税証明書

⑤ 団体の経営状況を説明する書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）

・損益計算書、貸借対照表、事業報告書、財産目録（申請時の前事業年度のもの）

・収支予算書、事業計画書（申請時の現事業年度のもの）

⑥ 管理に係る収支計画書（初年度は実行計画、次年度以降は予定計画）

⑦ その他必要な書類

提出部数 正本1部、副本2部（②④⑤⑥及び⑦については複写可）

(2) 申込書等の配布

申込みに必要な書類は、下記期間内に萩市農林水産部林政課の窓口で配布、また市のホームページからダウンロードできます。

【配布期間】 令和7年10月10日（金）から令和7年11月28日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

【配布窓口】 〒758-8555

萩市大字江向510番地 萩市農林水産部林政課（担当：阿字雄）

電話0838-25-4194（直通）

(3) 応募書類の提出

応募書類は、下記の期間中に提出窓口まで持参してください。持参以外の方法による提出はできません。また、提出後は、応募書類の変更及び追加はできません。

【提出期間】

令和7年10月10日（金）から令和7年11月28日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

【提出窓口】 上記 配布窓口と同じ。

※ 混雑時は書類確認のため、お待ちいただくことがあります。

(4) 応募に関する質問

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問書を期間内に、FAX又は電子メールにより送付してください。電話や来訪など、口頭による質問はできません。受け付けた質問は、FAX又は電子メールにより回答します。

FAX 0838-25-3770

メール rinsei@city.hagi.lg.jp

【受付期間】

令和7年10月10日（金）から令和7年11月13日（木）午後5時到着分まで

8 選定の進め方

(1) 指定管理者の候補者の選定

① 資格審査

提出された応募書類は、萩市農林水産部林政課において、応募者の応募資格要件の適否について審査を行います。

② 審査の基準、評価項目

指定管理者の選定は、次に掲げる選定基準、評価項目に基づき行います。

選定基準	評価項目	配点
利用者の平等な利用の確保に関すること	利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策が講じられているか。	5
サービスの向上に関すること	サービスの向上のための取組、工夫等があるか。	5
	利用促進、利用拡大等のための取組、工夫等があるか。	5
	利用者からの苦情、相談等に迅速かつ適切に対応する体制が図られているか。	5
	利用者への接遇向上を図る取組がなされているか。	5
	利用者の意見、要望等を聴取・把握する方法を備えているか。	5
施設の適切な維持管理に関すること	施設の適正な維持管理が図られているか。	5
	効率的な運営が工夫されているか。	5
	環境への配慮、適切な衛生管理等が図られているか。	5
	事故、災害等の防止対策が講じられているか。	5
	事故、災害等の発生時における対応方針及び組織体制が整備されているか。	5
	防犯・防災訓練の実施を計画しているか。	5
	個人情報の保護に関する措置を講じているか。	5
経費の縮減に関すること	管理経費等について、適正な積算が行われているか。	5
	経費の縮減に向けた具体策が示されているか。	5
物的能力及び人的能力に関すること	職員の配置は適正か。	5
	職員の専門的知識、技能等の向上を図る取組が講じられているか。	5

	法人等の財政状況の健全性及び安定性が確保されているか。	5
	関係法令を理解し、遵守することができているか。	5
	類似施設の運営、類似業務の実施等の実績があるか。	10
その他	施設の設置目的を理解し、当該目的に適った施設管理の基本方針を定めているか。	10
	応募の動機、意欲、地域への貢献に係る意識が指定管理者としてふさわしいか。	10
合 計		125

(2) 指定管理者の候補者の決定

萩市農林水産部林政課での選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定し、結果に応募した団体に対して速やかに通知します。

(3) 指定管理者の指定及び協定等の締結

指定管理者の指定は、萩市議会での議決を経て行います。指定の議決後、指定管理者は市と協議のうえ、細目について協定を締結していただきます。

9 その他の留意事項

- (1) 応募に係る経費は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 応募書類は、返却しません。
- (3) 応募書類提出後の内容変更は認めません。
- (4) 申込者から提出された応募書類の著作権は申込者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (5) 選定団体が、正当な理由なく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (6) 指定管理者が協定の締結までに、事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (8) 応募受付後に、申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

【問い合わせ先】

〒758-8555

萩市大字江向510番地

萩市農林水産部林政課

電 話 0838-25-4194 (直通)

FAX 0838-25-3770

メール rinsei@city.hagi.lg.jp